

助成金

出張

職長教育（第3回）

職長は、「作業中の労働者を直接指揮・監督し、職場の安全・衛生を確保する立場にある」ことから、労働安全衛生法第60条により、安全衛生のための教育を事業者に義務づけています。2023年4月からは、法改正により、食料品・製造業の一部・出版製造業・印刷加工業でも実施が義務付けられたほか、教科に労働安全衛生マネジメントシステムの中核であるリスクアセスメントが追加され、職長に対する現場でのマネジメント能力向上への期待が大きくなりました。

4月から職長になれる方、職長の立場でまだこの教育を受けていない方は、事業場の安全衛生の確保・向上のために、ぜひ受講されることをお勧めします。（なお、この教育は建設業の安全衛生責任者教育は兼ねていませんのでご了承ください）

対象者

職長（作業中の労働者を直接指揮・監督する立場にある方）とその予定者 ※呼称は「リーダー」「係長」などさまざまです

講習の内容（労働安全衛生規則によるカリキュラム）

- (1) 作業手順の進め方、作業方法の改善、労働者の適正な配置の方法等
- (2) 指導及び教育の方法、作業中における監督及び指示の方法
- (3) 危険性又は有害性等の調査の方法、結果に基づき講ずる措置（リスクアセスメント）
- (4) 異常時における措置、災害発生時における措置等

日時

令和8年2月18日(水)～19日(木) 9:00～16:00(2日間とも)

※申込後、詳細な時間割を記載した「受講票(カリキュラム)」を送付します

会場

地場産業振興センター（足利市田中町32-11）

受講料

18,700円

※受講料には、テキスト代などの諸経費及び消費税が含まれています

※当協会の会員以外の方は、規定の金額に手数料として3,300円が加算されます

申込期間

令和7年12月1日(月)～ 令和8年2月4日(水) 定員40名

申込方法

ホームページから直接お申し込みください（お問い合わせは、協会事務局73-6660まで）

助成金

市内中小製造業の場合は、足利市から受講料の30%が助成されます

出張

事業所で10人以上の受講者がいる場合は、日程を調整して出張講習もできます